

証明書発行番号 21009  
発行年月日 令和3年11月12日  
計量証明事業所登録番号 宮城県第189号 (音圧レベル)

塩釜地区消防事務組合 殿

一般財団法人 宮城県公衆衛生協会 理事長  
〒981-3111  
仙台市泉区松森字堤下7-1  
TEL 022-771-4722(代)  
FAX 022-776-8835



## 計量証明書

今般、調査依頼を受けました計量結果は、下記のとおりであることを証明いたします。

### 記

1. 計量年月日 令和3年11月10日(水)
2. 計量の対象 し尿処理施設の敷地境界(風上・風下)における騒音レベル
3. 計量の場所 宮城県塩竈市字伊保石2番98  
塩釜地区消防事務組合 塩釜地区環境センター
4. 計量の方法 別紙-1「5. 測定方法」に示した。
5. 計量の結果 別紙-1「9. 測定結果」に示した。
6. 添付書類 別紙-1~3

環境計量士

大村 利昭



1. 測定年月日（計量年月日）

令和 3 年 11 月 10 日（水）

2. 測定対象（計量の対象）

し尿処理施設の敷地境界（風上・風下）における騒音レベル

3. 測定場所（計量の場所）

宮城県塩竈市字伊保石 2 番 9 8 塩釜地区消防事務組合 塩釜地区環境センター

4. 測定地点

「10. 測定地点位置図」に示す、2 点を設定した。

5. 測定方法（計量の方法）

騒音レベルの測定は、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し行った。

6. 使用測定機器

普通騒音計

リオン NL-21【設備番号:No. 2064】

7. 測定機器動作条件

普通騒音計 NL-21 → メモリーカード

測定条件は、次に示すとおりである。

騒音計の周波数重み特性……………A特性

騒音計の時間重み特性……………FAST

マイクロフォン高さ……………1.2 m

8. 測定者氏名 二瓶 聡

9. 測定結果（計量の結果）

dB (A)

測定地点 時間区分	測定時間	騒音レベル				主な騒音源	騒音 規制基準
		L <sub>5</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>95</sub>	L <sub>eq</sub>		
北西側敷地境界 (風上)	8:22~ 8:32	45	44	43	44	換気ダクト音	時間帯 (昼間) 55以下
南東敷地境界 (風下)	8:01~ 8:11	49	48	47	48	周辺環境音	

注) L<sub>5</sub>: 90%以上の上端値、L<sub>50</sub>: 中央値、L<sub>95</sub>: 90%以上の下端値、L<sub>eq</sub>: 等価騒音レベル  
騒音レベルを求めるにあたっては、道路通過車両等の事業所以外から発生する音を  
除いた定常音を示した。

## ◎ 関係法令

## 騒音の規制基準

騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。

区域の区分\時間帯の区分		昼間(午前八時から午後七時まで)	朝(午前六時から午前八時まで)及び夕(午後七時から午後十時まで)	夜間(午後十時から翌日の午前六時まで)
第一種区域	文教地区、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	五〇 デシベル	四五 デシベル	四〇 デシベル
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	五五 デシベル	五〇 デシベル	四五 デシベル
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	六〇 デシベル	五五 デシベル	五〇 デシベル
第四種区域	工業地域	六五 デシベル	六〇 デシベル	五五 デシベル

## 備考

- 1 区域の区分は、都市計画法第八条第一項に規定する用途地域及び地区による。
- 2 仙台市における第二種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、第一種区域の基準を適用するものとする。
- 3 都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第二種区域の基準を適用するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、この表に定める区域に相当する区域として定め、該当する基準を適用するものとする。
- 4 仙台市における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内に存する近隣商業地域については第二種区域の基準を適用するものとする。
- 5 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 6 騒音の測定場所は、特定事業場の敷地境界線上とする。
- 7 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 8 騒音の測定法は、規格Z八七三ー一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。